

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会 議事録

- 1 日時 令和7年7月14日（月）18時00分～20時01分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室A
3. 次第
(開会)
 - 1 委員・行政職員紹介
 - 2 議事
 - (1) 部会長・副部会長選任
 - (2) 里親等委託の推進について（現状、課題、論点案）
 - (3) 意見交換等
 - 3 今後の予定等
(閉会)
4. 出席委員
横堀部会長、新保副部会長、牛島委員、慶野委員、四条委員、長田委員、林委員（オンライン出席）、堀口委員、渡辺委員、大竹委員
5. 配付資料
 - 資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
 - 資料2 里親等委託の推進について（現状、課題）
 - 資料3 里親等委託の推進について（論点案）
 - 資料4 専門部会の検討スケジュール（案）
 - 参考資料1 東京都社会的養育推進計画
 - 参考資料2 里親制度の普及啓発事業

開 会

○育成支援課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより始めたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、事務局の書記を担当させていただきます、福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の六串と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。本専門部会の委員は、委員10名、オブザーバー1名の計11名でございます。本日は、中村委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、その他委員の皆様は、1名、牛島委員が少し遅れていらっしゃるようですが、御出席いただける予定と伺っておりますので、定足数に達していることを報告させていただきます。なお、林委員におかれましては、オンラインにて御出席いただいております。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットで御覧いただけますので御確認をお願いいたします。次第に記載のとおり、資料1から資料4までと、そのほかに参考資料がございます。「【統合版】第1回専門部会資料」のファイルを基に説明を進めてまいりますので、個別資料ごとに分かれたファイルや参考資料は必要に応じて御覧いただければと思います。

タブレットの操作方法につきましては、お手元に配付しております「ペーパーレス会議システム操作方法」を御参照ください。タブレットについて、不具合、不明点などございましたら、周囲に控えております職員にお声がけください。

なお、本専門部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから令和7年期第1回東京都児童福祉審議会専門部会を開会いたします。

本専門部会は、令和7年6月26日に開催しました第2回本委員会において設置を御承諾いただきました。委員長と御相談の上、委員長から専門部会委員として御指名いただいた委員の方に御参加いただいております。また、児童福祉法第9条第2項の規定に基づき、新たに5名の委員の方に臨時委員として御就任いただいております。

第1回の専門部会ですので、資料1「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」の順番に沿って、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、牛島委員につきましては、若干遅れていらっしゃるようですので、後ほど御紹介させていただきます。

慶野英里名委員でございます。

○慶野委員 よろしくお願ひします。

○育成支援課長 新たに御就任いただきました、四条千賀子委員でございます。

○四条委員 よろしくお願ひいたします。

○育成支援課長 新保幸男委員でございます。

○新保委員 よろしくお願ひいたします。

○育成支援課長 新たに御就任いただきました、長田淳子委員でございます。

○長田委員 よろしく申し上げます。

○育成支援課長 中村仁志委員は、本日御欠席でございます。

新たに御就任いただきました、林浩康委員でございます。オンラインで御参加いただいております。

(林委員 一礼)

○育成支援課長 よろしくお願いいいたします。続きまして、新たに御就任いただきました、堀口美和委員でございます。

○堀口委員 よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 横堀昌子委員でございます。

○横堀委員 よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 新たに御就任いただきました、渡辺睦美委員でございます。

○渡辺委員 よろしく申し上げます。

○育成支援課長 オブザーバーとしまして、大竹智委員でございます。

○大竹委員 よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 次に、行政側職員について御紹介させていただきます。

幹事を務めます、子供・子育て支援部長の天野でございます。

○子供・子育て支援部長 天野です。よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 幹事を務めます、総合連携担当部長の竹中でございます。

○総合連携担当部長 竹中でございます。よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 同じく幹事を務めます、児童相談センター次長の榎本でございます。

○児童相談センター次長 榎本です。よろしく申し上げます。

○育成支援課長 書記を務めます、子供・子育て支援部家庭支援課長の安藤でございます。

○家庭支援課長 安藤です。よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 同じく書記を務めます、子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の平川でございます。

○子供・子育て計画担当課長 平川です。よろしく申し上げます。

○育成支援課長 子供・子育て支援部企画課長の吉川でございます。

○企画課長 吉川です。よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 子供・子育て支援部事業調整担当課長の横森でございます。

○事業調整担当課長 横森です。よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 児童相談センター所長の西尾は、本日欠席となっております。

児童相談センター児童福祉相談専門課長の久保でございます。

○児童相談センター児童福祉相談専門課長 久保です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 児童相談センター児童心理専門課長の金沢でございます。

○児童相談センター児童心理専門課長 金沢です。よろしくお願いいいたします。

○育成支援課長 江東児童相談所長の栗原でございます。

○江東児童相談所長 栗原です。よろしく申し上げます。

○育成支援課長 改めまして、私は、子供・子育て支援部育成支援課長の六串でございます。よろしくお願いいいたします。

その他関係職員は、資料1「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」に記載のとおりでございます。

ここで、子供・子育て支援部長の天野から一言御挨拶を申し上げます。

○子供・子育て支援部長 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さきに開催いたしました令和7年期第2回本委員会におきまして、里親等委託の推進に向けた検討を行う専門部会を立ち上げることについて御承認いただきました。それを踏まえまして、本日、お忙しいところ早く本専門部会の委員をお引き受けいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

東京都は令和6年度、児童福祉審議会専門部会での御審議を経まして、令和7年3月に新たな東京都社会的養育推進計画を策定し、社会的養育の一層の充実に向けて取り組んでいるところです。本計画では、里親等委託率の目標数値を37.4%と定めまして、達成に向けて、施策を更に推進することとしています。

令和7年期の専門部会では、登録家庭数の拡大や里親に対する支援の充実など、専門的な視点や現場の実情を踏まえた視点から広く議論を進めていただきたいと思いますと考えております。詳細は後ほど御説明さしあげますが、この専門部会は、今回を含め、令和7年度に5回、令和9年の任期満了までに更に5回程度開催していきたいと考えてございます。いただいた御意見を反映させて、具体的で実効性のある形で対策を講じていきたいという決意でございます。

長い期間の御審議となりますが、皆様のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第3項では、部会長を互選により選出することとなっております。また、副部会長についても、部会長御不在時に御対応いただくため、選任してはいかがかと思えます。

このことについて、いかがでしょうか。

新保委員、お願いいたします。

○新保委員 ありがとうございます。

大変僭越ではございますが、里親部会の部会長を務めていただいております、横堀昌子委員に部会長をお引き受けいただけたらありがたいと思えます。

横堀委員は、里親関係の御経験や御実績が豊富であり、色々なところで学ばせていただくことが多かったと思えます。ぜひお願いしたいと思えます。

また、必要である副部会長については、部会長に一任して選任していただくのがよいと思えます。これは、事務局の先ほどの説明にあったとおりにかと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○育成支援課長 ただいま新保委員から、部会長には横堀委員、副部会長は部会長に一任という御発言がございました。

もし御異議がなければ、そのように決めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○育成支援課長 ありがとうございます。

それでは、本専門部会の部会長は横堀委員、副部会長は部会長に一任ということで決定させていただきます。

それでは、横堀部会長、御挨拶をお願いいたします。

○横堀部会長 皆様、こんばんは。横堀でございます。

ただいま御指名をいただきまして、大変緊張しております。

ただ、私は、今、東京都児童福祉審議会の里親部会の部会長を務めさせていただいており、東京都の幾つかの児童相談所で里親委託等推進委員会の委員なども仰せつかって、今般のこのテーマについて、いつも考える機会をいただいております。

そんな立場でよろしければ、微力ですが務めさせていただきます。

どうぞ皆様、よろしくをお願いいたします。

○育成支援課長 ありがとうございます。

それでは、横堀部会長、副部会長の御指名をお願いできればと思います。

○横堀部会長 副部会長には、東京都児童福祉審議会の副委員長をされています、新保委員にお願いできたらと思います。

いかがでしょうか。

○育成支援課長 新保委員、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(新保委員 了承)

○育成支援課長ありがとうございます。

副部会長は、新保委員にお願いしたいと思います。

それでは、新保副部会長に御挨拶をお願いいたします。

○新保副部会長 里親関係のことは、とても大事なことであると思っています。

横堀部会長の下でしっかりとした審議が進むことを願っていますし、私も尽力できたらうれしいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

○育成支援課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は、横堀部会長にお願いしたいと思います。

○横堀部会長 横堀でございます。

ただいま副部会長をお引き受けくださいました新保委員ですが、令和6年度の東京都社会的養育推進計画の策定に係る検討おきましては、リードしてお進めいただきました。そのような経験も思い返しながらかお世話になりたいと思います。改めてよろしくをお願いいたします。

それでは、この後早速、審議に入りたいと思います。

さきの本委員会におきまして、令和7年期の審議テーマを「里親等委託の推進に向けた検討」とし、この専門部会を設置して審議していくこととなりました。里親等委託の推進につきまして、東京都の現状を踏まえ、東京都としてどのように施策を充実し、この先展開していく必要があるのか、児童福祉審議会として審議してまいりたいと考えております。

本日は初回ですので、東京都の現状と課題について、事務局からそれぞれ必要なところにつきまして説明していただいた後、皆様と意見交換を行い、論点の整理・確認をするとともに、課題の共有などをしていけたらと思っています。

それでは、まず、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、私から里親等委託の推進につきまして、まずは現状と事務局として考える主な課題の御説明させていただきます。

資料2「里親等委託の推進について（現状、課題）」をお開きください。

まず「基本的な考え方」としましては、平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先原則が明確化され、代替養育の場合も里親委託を原則として検討することとされたことを基本としまして、里親等への委託を推進することとしております。東京都におきましても、社会的養育推進計画で、家庭と同様の環境における養育の推進を目標の1つとしているところでございます。

「東京都の状況」としまして、真ん中のグラフですが、左側に「里親等委託率の推移」をグラフでお示ししてございます。直近の令和5年度で17.5%、上昇傾向にはありますが、全国平均より低く推移してございます。令和6年度のデータはまだ集計中ですが、傾向としては変わらないと認識してございます。

なお、注釈に「都区合計」と記載のあるデータは、これ以降も区児童相談所分も含んでいるものとお考えいただければと思います。

次に、右側のグラフですが、「里親等委託児童数の推移」をお示ししてございます。実人数で見ましても増加傾向にはありますが、伸びとしては緩やかとなっております。

こうした現状を踏まえまして、里親等委託率の目標、37.4%に向けて、更なる施策の充実が必要と考えてございます。

次のページをお開きください。

「養育家庭」「専門養育家庭」「養子縁組里親」「親族里親」の種別ごとに登録家庭数、委託家庭数、委託児童数をお示ししてございます。

「養育家庭」は、登録数801に対しまして、委託家庭数383と、約半数の委託となっております。

「専門養育家庭」は、障害等により特に支援が必要と認められる児童について、「養育家庭」のうち一定の経験を有する19の御家庭に登録いただいております。

「養子縁組里親」は、登録数448に対しまして、委託家庭数39と、約1割の委託となっております。登録数448のうち75は、いわゆる二重登録としまして「養育家庭」と重複した数字となっております。

「親族里親」は、要件を満たす家庭に対して委託が適当と認められる場合に、認定、登録の手続きを行い、委託解除されたときには認定も取り消すこととされているため、登録家庭と委託家庭が同数の17件となっております。

「ファミリーホーム」は計30ホームで、120名の児童を養育いただいております。

次のページをお開きください。

先ほど御説明しました登録家庭の状況のうち、「養育家庭」と「養子縁組里親」について現状分析をお示ししてございます。

まず、左側の「養育家庭」につきまして、新規登録数は緑色の折れ線グラフで、毎年50～100件程度の新規登録により着実に増加する一方、棒グラフの水色部分、委託家庭数の伸びとしましては緩やかとなっております。結果としてオレンジ色の未委託家庭数が増加している状況でございます。

その一方で、一部では候補児童が挙がっていないながらマッチングが進んでいない現状もございます。特別な支援を要するケースや、既に児童養護施設に措置されており措置変更の検討が進まないケースなど、直近の令和7年6月現在で継続募集中が28件、そのうち中には最長1年

以上マッチングができていないケースもございます。

左下のグラフでございます。

「養育家庭」の登録者を年齢別に見ますと、委託家庭、未委託家庭ともに40代後半～50代が最も多く占めておりまして、5～6割程度。また、60歳以上も一定数いる状況が見てとれるかと思えます。

また、その下の表の就労状況を御覧いただきますと、共働き家庭が7割を占めているといった現状でございます。

続きまして、右上の「養子縁組里親」の状況でございます。

新規登録数はオレンジの折れ線グラフで、毎年100件程度で推移してございます。養子縁組里親は、マッチング後、同居から縁組成立まで約1年半程度かかっておりまして、毎年30～40件程度が縁組成立などにより委託解除になる一方、ほぼ同数が新規で委託につながっているため、増減同数ということで、委託家庭数としましては近年50件程度で推移してございます。特別養子縁組の候補となる児童の数は限られていることもございまして、年々未委託の家庭が増加している傾向となっております。

次に、右下の未委託家庭の養子縁組里親登録者を年齢別に御覧いただきますと、40～50代で9割程度を占めている状況でございます。大半の方々が現役世代でございまして、共働き率も9割程度と高くなってございます。

特別養子縁組は、制度上、かつては原則6歳未満が対象とされておりましたが、令和2年の民法改正によりまして、原則15歳未満に対象年齢が引き上げられました。しかしながら、実績としましては、候補児童とすることの判断は6歳までの間にされることが圧倒的に多く、児童が成人するまでの期間を考慮しますと高齢の御夫婦へのマッチングはなかなか行われにくい現状がございます。事実としまして、夫婦ともに50歳以上の登録家庭にマッチングが行われることはほぼないことが現状となっております。

次のページをお開きください。

左上の「ファミリーホーム」でございます。

令和5年度末時点で定員数が180名、委託児童数が120名、各ホームの定員6名に対して平均4名の入所状況となっております。

また、ファミリーホームの数は、折れ線グラフのとおり、過去10年程度の間に徐々に増えておりまして、令和5年度末時点で30ホームとなっておりますが、直近の令和7年4月1日時点では逆に26ホームに減っている状況でございます。これは、法人型のファミリーホームが運営上の難しさなどから同じ法人が運営する児童養護施設のグループホームに転換したことなどによって、こういった状況となっております。

次に、右上を御覧ください。

「養育家庭」に委託中の児童の状況ですが、児童相談所分のみとなりますが、上の青いグラフは令和5年度末時点の年齢別人数であるのに対しまして、真ん中の黄色いグラフは同じ309人の委託時点での年齢別人数となっております。

養育家庭制度では児童の年齢制限は特に設けられておりませんが、実績としましては乳幼児期から就学前までが多くなっている状況が御覧いただけるかと思えます。

下のピンクのグラフを御覧ください。

こちらは、措置年数別の状況で、こちらの状況から御覧いただきますと、乳幼児期の委託が

多くなっているにもかかわらず、措置年数がそれほど長くなっていません。1年目が58人で1番多くなっており、徐々に年数に応じて減っていった状況ですが、家庭復帰などによる措置解除、あるいは施設、または他の里親への措置変更などが一定数あるためと考えられます。

都区合計でも、委託児童数の推移の傾向としまして、年間の新規の措置が160件程度ある一方で、家庭復帰のほか、養子縁組成立、もしくは満年齢到達などによる措置解除が年間110件程度、措置変更が40件程度あるといった状況でございますので、差引きで10件程度ずつ委託児童数が毎年増えているようなイメージで御理解いただければと思います。

続きまして、下の円グラフを御覧ください。

年齢区分別の委託率の状況でございます。

「3歳未満」の区分では、乳児院の措置が多数を占めておりまして、里親等への委託率としましては14.4%となっております。

次に、真ん中の「3歳～就学前」の区分では、乳児院退所から就学前のタイミングで里親委託が検討されることもありまして、委託率は23.7%と、一旦高くなっている状況でございます。

次に、1番右側の「学童期以降」では、児童養護施設への措置が進みまして、委託率は再び低くなる状況でございます。

ここから委託率向上に向けて言えることですが、乳児院退所のタイミングでより積極的に里親委託が検討されるべきではないか。また、もう1つ言えることとしましては、児童養護施設入所後に里親等への措置変更が検討されるべきではないかといったことが考えられるかと思えます。

次のページをお開きください。

事務局として考えます「主な課題」を4つの区分に分類して挙げさせていただいております。

まず「制度運営上の課題」としまして、1点目、未委託家庭が増えている中で、どうすれば実親、里親、里子、ほか関係者の意向を踏まえたマッチングを進めることができるか。

2点目ですが、養育力のある人材をどのように確保し、どうすればより多くの里子を預かっていただくことができるか。

3点目、大都市の住宅事情を踏まえて、あるべき養育環境として面積や居室数などの基準をどのように運用していくべきかなどの視点が考えられるかと思えます。

次に「里親への支援上の課題」としまして、1点目、共働き家庭が増えている中で、里親の養育を地域でどのように支えていくか。

2点目、特にファミリーホームにおきまして、里子5～6名を1つの御家庭で育てていくためには専業での養育者が必要となってまいります、それにふさわしい措置の水準はどうあるべきか。

3点目、委託後も継続的な支援が必要とされますが、現在のチーム養育体制やノウハウに不足があるとすれば、どのような点があるかなどの視点が考えられるかと思えます。

続きまして「児童への支援上の課題」としまして、1点目、ケアニーズの高い児童が増える中、里親家庭の抱える養育の不安や悩みなどに対して、里親の養育力向上のための取組とともに、相談体制やレスパイトケアなど、里親に寄り添った支援をどのように提供していくべきか。

2点目、児童御本人や里親家庭の実子のお気持ち、意見を尊重した支援はどうあるべきか。

3点目、施設入所児童について、最善の利益のためには入所を継続することがよいのか、あ

るいは入所継続後も措置変更を不断に検討するべきではないかなどの視点が考えられるかと思
います。

最後に「児童相談所におけるケースワーク上の課題」としまして、1点目、施設への措置に
同意しても里親委託への同意は得られないといったケースもある中で、実親の同意を得るため
の説明にはどのような工夫が必要か。また、そのためのノウハウが組織的に確立されていない、
あるいは共有が十分にされていないのではないかと。

2点目、里親委託や施設からの措置変更にあたっては、児童本人をはじめ、里親、実親、施
設、児童相談所関係者それぞれにとってのハードルがあると考えられますが、それらをどう乗
り越えていくべきか。また、未委託の御家庭に養育経験を少しずつ積んでいただいて、養育力
を向上するための取組として、どういったことが考えられるか。

3点目ですが、里親委託後は里親担当の児童相談所と子担当の児童相談所が連携してチーム
養育体制の一角を担うこととなりますが、委託に至る前の検討の段階にあたっては里子担当の
児童相談所が中心となって里親等委託を検討、調整することとなりますが、そのために必要な
環境をどのように整えればよいかなどの視点が考えられるかと思ひます。

資料2「里親等委託の推進について（現状、課題）」の説明は以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から里親等委託の推進について、現状と課題の御説明をいただいたところで
あります。

それでは、これよりこれらの内容につきまして委員の皆様から御質問などがありましたらお
願ひしたいと思います。

委員の皆様には様々な立場からおいでいただいておりますので、これまでの御経験や知見を
踏まえての意見出しをお願いできたらと思ひております。

では、質問がある方はぜひ挙手していただき御発言ください。

リモートで御参加の林委員もよろしくお願ひいたします。

では、渡辺委員、お願ひいたします。

○渡辺委員 初めまして。渡辺と申します。

もともと福岡市で里親支援をしている団体、NPO法人のPRで働いていました。お伺いし
たいのが、今、代替養育が必要な子供たちの見込みはどれぐらいで考えられているのかをお伺
いしたいと思ひています。福岡市で見てきた経験で言うと、肌感覚で大変恐縮ですが、必要そ
うな子供たちに対して大体2～3倍ぐらいの里親を開拓しないとマッチングが進まないとい
うようなことが分かってきています。現在、東京都は大体どれぐらいの子供たちに代替養育が必
要そうか、お伺いできればと思ひます。

○育成支援課長 それでは、事務局から回答させていただきます。

参考資料に「東京都社会的養育推進計画」があるかと思ひますが、そちらも併せて御覧いた
だければと思ひます。

ざっくり申し上げますと、全国で社会的養護が必要とされる児童の数が4万2000人と言
われております。

東京都における状況はその概ね1割程度とお考ひいただければと思ひますが、現在、社会的
養育推進計画の中で見込んでいる代替養育が必要となる児童の人数ですが、参考資料1「東京
都社会的養育推進計画」の31ページ以降「代替養育を必要とする児童数の推計」というペー

ジがございます。結論から申し上げますと、代替養育が必要となる児童の数は概ね4,000人を上回る人数として見込んでございまして、児童の人口等は今後少子化等で減っていくのではないとも言われているところですが、東京都においては、代替養育が必要となる人数に関しましては令和11年度までは当面増加傾向にあると見込んでございます。

参考資料1「東京都社会的養育推進計画」の35ページで年齢区分別にお示ししておりますが、令和7年度の代替養育を必要とする人数は、潜在的な需要も含めまして4,146人で、これが令和11年度では4,506人まで増加すると見込んでいる状況でございます。

○渡辺委員 ありがとうございます。

○横堀部会長 渡辺委員、よろしいでしょうか。

○渡辺委員 はい。

○横堀部会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

リモート参加の林委員、何かございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

東京都という大都会の中で、そもそも要保護児童数が多くて、委託率に反映させることがなかなか難しいという実情があります。でも、委託数でいえば非常に御健闘されているのではないかと感じます。あと、未委託率に関しても全国平均に比べて若干低めであるということで、その状況を踏まえて、1つ、2つ挙げさせていただきます。

1つは未委託の里親をどう活用していくかという点です。未委託の理由を明確化した上で、それぞれの理由別で対応を考えていく必要があるかと思えます。未委託里親の活用に関して、通常の養育家庭という委託だけではなくて、国も進めていますショートステイ里親や一時保護委託など養育里親以外の形で委託していくことが今後非常に重要かと思えます。

そうすると、基礎自治体との連携をいかに進めていくかが非常に重要になってきます。ショートステイ里親をコーディネートするとなると、里親と基礎自治体の顔の見える関係が必要になってくるかと思えます。そこが今非常に難しいところではないかと思えます。

私は令和6年度にショートステイ里親の実態調査を東京都の特別区に限って行う機会があったのですが、思いの外協力家庭が進んでいないし、あるいは協力家庭をそもそも基礎自治体として取り入れていない自治体も相当数あり、令和6年度は特に足立区に焦点を当てて調査をさせていただいたのですが、協力家庭に関しては1家庭だったものが今はゼロになっています。要保護児童数が非常に多いところで、1つの児童養護施設しかショートステイの受け皿がないという状況です。

ショートステイ里親のコーディネーター（区）と、施設のショートステイにおいては主には施設側が携わっておられるわけですが、そこに協力家庭が入ることがなかなか難しいのです。それは、ショートステイ里親の補助単価自体が非常に低いことと、区の持ち出しが多いということも要因となり体制が組めないこともあるように思います。顔の見える関係で、誰がコーディネートするのかということ、区も施設も里親とのつながりが十分でない中で、コーディネートすること自体がなかなか難しいと。

令和6年度に全国の里親大会があったときに、たまたま私は行ってまして、未委託里親にどう対応するかという分科会に加わったときに、1つのグッドプラクティスとして福井県の児童養護施設「一陽」が御報告されておりました。それは、「一陽」が協力家庭等をコーディネー

トし、施設のショートステイもコーディネートされていて、里親支援機関事業を受託しているだけに施設自体が里親と顔の見える関係であるということで、施設ショートステイよりも里親ショートステイのほうが倍以上多いという実情です。

そうしたことを考えたときに、いかに里親の委託に向けてのモチベーションを維持させるかという点で、研修のみならず、こうした形で引き受けていただけるという対応の在り方を今後考えていくことが必要かなと思っています。

それ以外にも色々ありますが、取りあえずその1つだけ挙げさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

御意見として口火を切っていただきましたこと、感謝いたします。

後の時間にも意見交換の時間を用意していますので、改めてよろしく願いいたします。

では、会場にいらっしゃいますそのほかの委員の皆様、意見に先立って、御質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

長田委員、お願いします。

○長田委員 よろしく願いします。

里親家庭での一時保護の件数について、教えていただきたいと思います。

○事業調整担当課長 統計になりますが、令和5年度が最新になりますが、一時保護委託の全体の1,000件以上の中で、里親につきましては大体230件ということで2割程度となっております。

○横堀部会長 長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

一時保護委託でお願いしている御家庭が結構多いかなと思っています。一時保護専門の高齢になられた里親家庭が受けてくださる件数も多いかと思いますが、一時保護時の行き先として、通常、長期でも稼働できる里親にもお願いしていることも多いのではないかなと思って質問させていただきました。

ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

牛島委員、お願いいたします。

○牛島委員 今回都民公募で参加させていただいております、牛島と申します。よろしく願いいたします。

私からは3点御質問させていただければと思います。

1点目なのですが、東京都での未委託の理由はどういったものが主な原因なのかお伺いしたいところになります。

2点目なのですが、「主な課題」に「共働き家庭の増」が課題として挙げられていると思います。共働きだと経済的にも安定してきますし、課題として見られている点はこういったところなのかという点をお伺いしたいと思っています。

3点目は、養育家庭なのですが、「現状分析①」のグラフを拝見しているときに「里父母」という記載があるのですが、シングルマザーなどシングルの方の方が受けられるケースは東

京都であるのか、もしそこがないのであればどういった理由なのかというようなところをお伺いできればと思っております。

よろしく願いいたします。

○育成支援課長 ありがとうございます。

3点御質問をいただきました。

1点目の未委託の理由ですが、令和6年度、東京都におきまして未委託の状況を把握させていただいているところでございます。なかなか一概に申し上げにくいところはございますが、1つには児童相談所において里親担当の児童相談所がマッチングを進めるにあたって、例えばその御家庭の養育力に不安があるなどの状況でなかなかマッチングが進んでいないのも1つございます。

先ほど現状分析の中でも御説明しましたとおり、未委託の御家庭がこれだけいらっしゃる一方で、候補児童が挙がっていないながら1年以上マッチングに結びついていないのは、もちろん、児童相談所側の事情もありますが、未委託の御家庭に対する研修なども当然取り組んではおりますが、なかなかそれがマッチングに結びついていない現状がございます。

それから、シングル、単身の御家庭ですが、まず、かつて里親の登録基準自体は御夫婦であるというような要件があったわけですが、今は単身でも一定の要件の下登録いただけるようになってございます。

養育家庭の状況としましては、例えば「現状分析①」で御覧いただきますと、これは都児童相談所分だけになりますが、未委託の御家庭が283家庭、委託中が285家庭とあります。その下のグラフは、単身者を除いた共働きの状況をお示ししております、家庭数をそれぞれ記載しております。上の棒グラフに記載の御家庭の数と差が発生していますが、この分が概ね単身の登録とお考えいただければと思います。実際の単身の登録と実際の委託も一定程度実績としてある状況でございます。

もう1点、共働きの御家庭の課題ということですが、この後の取組の中でもまた御説明していきたいと思っておりますが、1つは、課題としましては子育て支援が当然必要になってくると考えてございます。現状、里親制度の中でレスパイトケアの仕組みがございます。これも後ほど触れさせていただきますが、レスパイトケアの仕組みに限らず、そういった里親が使えるような子育て支援サービスが今後必要になってくるのではないかと事務局としては考えているところです。

○牛島委員 ありがとうございます。

現在は、子育て支援という意味ではまだ使えない状況にあるということになりますか。

○育成支援課長 例えば保育所サービスなどはもちろん使えますので子育て支援のサービスが一切使えないということではもちろんないのですが、より充実が必要ではないかと考えてございます。

○牛島委員 ありがとうございます。

あと、先ほど1点目で、児童相談所のほうで養育力に不安とおっしゃっていたかと思うのですが、その不安という点は具体的にどういった点なのかというところは何かデータなどはあるのでしょうか。

○育成支援課長 今、明確にデータとしてお示ししているものは、本日御用意しておりません。今後の議論の中で、何かお示しできるようなものがあれば、当然、お示ししていきたいと考え

ております。

里親登録にあたりましては、当然、登録基準に照らしまして里親部会でも審議いただいて登録をしているところでございます。基本的には、登録の御家庭、御夫婦のお気持ちを当然確認した上で要件を満たしていれば基本的には登録するところである一方、実際のマッチングにあたっては、当然、対象となっている候補児童の状況に照らして、果たして安心して預けられるかどうかというところで見るときにそこに不安があるところも実情としてありますので、そこでなかなかマッチングが進んでいない現状があるのが実情でございます。

○牛島委員 分かりました。

ありがとうございます。

○横堀部会長 よろしいでしょうか。

○牛島委員 はい。

○横堀部会長 ありがとうございます。

では、確認のための質問という時間はこれで一旦よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○横堀部会長 ありがとうございます。

何かありましたら、また後でお出しいただければと思います。

続いて、今後扱う論点を整理するための審議に本格的に入ります前に、検討スケジュールについて確認しておきたいと思います。

事務局からの御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、本専門部会の検討スケジュール案につきまして御説明させていただきます。

資料3「里親等委託の推進について(論点案)」を飛ばしまして、資料4「専門部会の検討スケジュール(案)」、最後のページを御覧いただければと思います。

本専門部会におきまして、検討事項は非常に多岐にわたってございまして、単年度の検討では収まらないと見込んでございます。現状、2か年での検討を予定しているところでございます。

まず、即座に対応すべき事項としまして、短期的な検討要素につきましては令和7年度中に5回専門部会を開催し、中間報告としてまとめていきたいと考えてございます。

一方、令和7年度 of 取組などを踏まえて、中長期的に検討を要する事項につきましては、引き続き検討を進め、令和8年度も5回程度専門部会を開催させていただきまして、全体を取りまとめた上で本委員会の場で最終提言としていただきたいと考えてございます。

資料4「専門部会の検討スケジュール(案)」の説明は以上となります。

○横堀部会長 ありがとうございます。

御説明いただいたことを今、皆様とともに心積もりとして確認いたしました。

では、この案につきまして委員の皆様から御質問がありましたらお願いいたします。

これはこの後の見通しということで拝受することよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○横堀部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、現在の取組、今後の施策の拡充に向けた論点について事務局から御説明いただきました後、各事項について意見交換を行いまして、本日の本論点の整理をし

てまいりたいと思います。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、資料3「里親等委託の推進について（論点案）」にお戻りいただきまして、今後の施策の拡充に向けた論点の案につきまして御説明させていただきます。

ここでは大きく4つの取組に分けて、左側に「令和7年度の取組」として、従前からの取組に令和7年度の新規拡充事項を加えた内容を記載してございます。また、右側には「今後の拡充に向けた具体的論点（案）」をお示ししてございます。

令和7年3月に策定しました社会的養育推進計画では、全部で9つの目標を挙げておりまして、そのうちの1つであります、家庭と同様の環境における養育の推進の目標に向けて3つの目指す方向性と具体的な取組を挙げてございます。

1つ目は、里親制度の普及、登録家庭数の拡大、里親等への委託の促進。

2つ目は、里親に対する支援の充実。

3つ目は、特別養子縁組に関する取組の推進でございます。

また、計画に掲げた9つの目標は、相互に関連したり、横断的に関わってくる内容を含んでございます。

計画では、里親委託とは別の目標に関する説明の中で、児童相談所や子供家庭支援センターにおけるケースワークを安定してしっかりと行っていくことの重要性が示されておりまして、このことは、虐待の未然防止やパーマネンシー保障のためにも重要となりますが、同時に、里親等への委託の促進のためにも極めて重要と考えております。このため、制度の普及や登録家庭数の拡大に関する取組とは別に切り離しまして、4つ目の取組としまして「ケースワークの徹底による里親等委託の促進」としてございます。

順番に1つ目の取組から説明させていただきます。

まず、左側に現在の取組としまして、「里親委託推進のための普及啓発」と「里親制度の運営」について記載してございます。東京都の普及啓発事業につきましては、参考資料2「里親制度の普及啓発事業」で、里親制度の広報の現状として、近年の取組状況、ポスター、リーフレットの作成状況、インターネット広告の実施状況から、今後の展開としまして、令和7年度の新規事業としまして、民間の広告代理店を活用して民間企業等に向けた説明会を実施するなどの取組を御紹介してございます。こうした普及啓発活動につきましては、専門部会で御協議いただくまでもなく当然に進めていくべき取組と考えてございまして、本日詳しい説明は割愛させていただきますが、参考として御覧いただければと思います。

資料3「里親等委託の推進について（論点案）」にお戻りいただきまして、右側に論点の案としまして幾つかの事項を挙げさせていただいております。

目安としまして「短期」と「中長期」に分けてお示ししておりますが、中には「短期」としてございまして複数年度にわたって継続的な対応を要する論点。また、逆に「中長期」としてございましてできることから段階的に対応すべき論点もあり得ると考えてございまして、あくまで便宜上の目安としてお考えいただければと思います。

1点目の養子縁組里親と養育家庭の二重登録につきましては、令和2年10月から開始した制度でして、令和5年度末時点では75の御家庭に二重登録をいただいております。現状としましては、養子縁組里親と養育家庭では目的が異なり、また、対象となる児童、御家庭の考え方も異なるため、積極的には二重登録を進めていない状況でございます。しかしながら資料2

「里親等委託の推進について（現状、課題）」の中で御説明さしあげたとおり、養子縁組里親の未委託家庭が増え続ける中、養子縁組里親登録の際や、登録者の年齢に応じて、養育家庭への二重登録をより積極的に働きかけてもよいのではないかという視点でございます。

2点目の親族里親につきましては、委託児童の扶養義務者であることや、当該親族が児童の養育により経済的に困窮することなどを要件としてございます。東京都独自に定めている所得制限額と相まって、要件が厳し過ぎるためか、あまり活用されていない実態がある一方で、実親が養育できず祖父母などに養育いただいて生活困窮の相談を入口としてつながるケースもあるような状況でございますので、もう少し積極的に活用されてもよいのではないかという視点でございます。

3点目、フレンドホームにつきましては、自治体独自の取組としまして全国的には「週末里親」、「季節里親」などの名称で実施されております。施設に在籍している児童が、週末や夏休みなど学校の休業期間などを活用して一般の御家庭での生活を体験する制度で、児童の健全な育成に寄与することと併せて、社会的養護の理解をフレンドホームに促し、養育家庭制度の普及に寄与することを目的とした制度でございます。現状、フレンドホームは、施設の運営に関心を持っていただいている方がいる意味ボランティア的な関わりの一環で登録いただいている場合が多く、養育家庭制度とフレンドホーム制度との連携、また、児童相談所と施設との連携など、積極的な活用に向けて何らかの改善の余地があるのではないかという視点でございます。

4点目、施設から里親等への措置変更を促進するためにはどういった取組が必要かという視点でございます。先ほどのフレンドホーム制度の活用もその1つとなり得ると考えられますが、一方で施設にはケアニーズの高い児童が増えており、フレンドホームにしても里親委託にしても、候補児童の選定から預ける御家庭とのマッチング、また、預け入れた後の支援など、施設と児童相談所の双方の関係者に一定の不安要素や労力が発生することになり、それに対してどのように対応していけばよいか、例えば施設側の取組を評価する仕組みも必要ではないかなどの視点でございます。

5点目、大都市の住宅事情を踏まえて養育家庭に必要な居住面積や居室数はどうあるべきか。最低基準や望ましい水準をどのように考えるか。また、その水準を確保するためにどのような施策が必要かという視点でございます。

6点目、ファミリーホームにつきましては、里親等委託推進の切り札になり得ると考えておりますが、現状では先ほど御説明さしあげたとおり、施設のグループホームに転換するなどによりむしろ減ってしまっている現状もある中で、設置促進のためにどのような施策が必要かという視点でございます。

続きまして、同じページの下段に移っていただきまして、2つ目の取組「里親に対する支援の充実」のため、左側に記載のとおり、東京都ではこれまでフォスタリング機関の設置を進めてまいりました。令和7年度より全ての都児童相談所にフォスタリング機関の設置が完了したところで、今後はこれまでの取組を評価し次の展開に検討するフェーズに移ろうとしてございます。

右側の「今後の拡充に向けた具体的論点（案）」としまして、1点目ですが、里親向けの子育て支援サービスについて積極的に検討してもよいのではないかという視点でございます。

現状、里親が利用できる制度としましては、レスパイトケアとしまして、里親間、もしくは

施設に一時的に預け入れができる仕組みがございますが、保育所やショートステイなど既存のサービスを含めて改めて検討できればと考えてございます。

2点目、費用支弁につきましては、養育家庭の社会的責任と養育の困難さに応じた措置費の水準はどうあるべきか。特にファミリーホームの専門養育者にふさわしい措置費の水準について、ファミリーホームの設置促進策と併せて検討してまいりたいと考えております。また、特段の事情がない限り緊急で一時保護が必要な児童を養育家庭で受け入れていただくための仕組みとして、応諾義務とセットで措置費を上乗せするような仕組みなどについて、その是非も含めて各委員の御意見をいただければと考えてございます。

3点目ですが、里親、里子への支援につきましてはチーム養育体制により委託後も継続的な支援を行っているところですが、更なる充実に向けて何が求められているか。また、養育家庭の実子への支援につきましては、これまであまり着目されておらず、里子と同様に実子についてもアドボカシーの考え方が必要ではないかという視点でございます。

4点目、フォスタリング機関事業につきましては、令和7年度に実施する評価の結果を踏まえて、法定の里親支援センターへの移行について検討してまいりたいと考えております。単に国の制度にそのまま移行するだけでは、むしろ現在の制度よりも職員配置などの体制が弱くなってしまい不安定な運営につながりかねない状況でございますので、東京都にふさわしい里親支援センターの在り方につきましては少し時間をかけて検討していく必要があると考えてございます。

次のページに移っていただきまして、上段でございます。

3つ目の取組「特別養子縁組に関する取組の推進」のため、社会的養育推進計画では、乳児院等の関係機関との連携を強化し、養子縁組の希望者と養子候補者となる児童の交流、マッチングが円滑に行われる体制を整備することとしてございます。

右側、今後の拡充に向けまして、1点目、代替養育が必要で家庭復帰が見込めない児童については、特別養子縁組を優先的に検討すること。

2点目、児童相談所長による申立ての積極的な検討を行うことの2点を社会的養育推進計画に既に盛り込んでございます。

そのためには、4つ目の取組とも連動してまいりますが、児童相談所においてケースワークを徹底していく必要があると認識してございます。

3点目「乳児院の体制拡充」につきましては、今後の取組でも触れてございますが、乳児院で一時保護や措置入所となった児童につきまして、家庭復帰が難しい場合は、施設ではなく養育家庭への措置変更を原則として検討できるようにするために一層の充実が必要ではないかという視点でございます。

4点目、縁組成立後は、現行制度上、最低6か月間の児童福祉司指導の対象となつてございます。フォスタリング機関による継続的な支援も行われているところですが、そのための体制はどうあるべきかという視点でございます。

また、令和4年度から縁組成立後の里親等を対象としまして、児童の御家庭を取り巻く個々の状況に応じた児童の生い立ちの整理のための個別支援プログラムを委託事業として開始しておりまして、今後もこうした取組を推進してまいりたいと考えております。

同じページの下段を御覧ください。

最後に、4つ目の取組としまして、丁寧なケースワークを徹底するために、これまでも児童

相談所における専門職を計画的に増員するとともに、各児童相談所の現状、課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底するなどの取組を進めてまいりました。今後とも、里親等委託を促進するため、児童相談所の体制強化を進めるとともに、待機中の里親へのショートステイの委託などの御意見も先ほど林委員からいただいたところですが、こういった取組も進められるよう区市町村との連携を進めてまいりたいと考えてございます。

3点目、里親や候補児童に関する情報につきまして、児童相談所間の情報共有やマッチング事務におけるDX化によりまして、児童相談所や養育家庭の負担を軽減し、効率化を進めることで、里親等委託の促進につなげてまいりたいと考えてございます。

大変雑駁な説明で恐縮ですが、資料3「里親等委託の推進について（論点案）」の説明としまして、以上でございます。

○横堀部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま、今後の施策の拡充に向けた論点につきまして、御説明いただきました。ありがとうございます。

それでは、お示しいたきました項目ごとに、この後審議を進めてまいればと思います。

見通しであります、「取組1 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」について15分程度の意見交換をいたします。御意見、御質問ともにお出しいただきたくお願いします。

続きまして、「取組2 里親に対する支援の充実」につきましても15分程度、同じようにいたします。

その先に、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」と「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」につきまして、合わせて15分程度とります。

いずれも、皆様から御意見など頂戴できればありがたく存じます。

でははじめに、「取組1 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」について審議いたします。委員の皆様から御意見、御質問、その両方を出していただけたらと思います。

いかがでしょうか。

それでは、慶野委員、お願いいたします。

○慶野委員 ありがとうございます。

「取組1 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」の具体的な論点について、そもそも里親の知名度自体が結構低いなど一都民として暮らして感じています。今挙げられているものが、既に里親に関して取り組んでいる方、知っている方についてのアプローチが多いような印象を受けました。

私自身が去年出産しまして今0歳児の育児をしているのですが、様々な子育てに関する情報を得る中で、とにかく里親という言葉がなかなか出てこないなど感じてきたのです。ですので、左側書いている「里親制度への理解を促し、委託を促進するための広報の拡充」など、民間企業へのアプローチのような点についても、具体的な論点に一般の方へ里親の存在を知っていただく視点をもっと追加してほしいと思いました。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

里親制度について、里親の存在や活動についての社会的理解を増進していくという辺りの御意見だったと思います。重要な点をありがとうございます。

それでは、渡辺委員、よろしいでしょうか。

お願いいたします。

○渡辺委員 ありがとうございます。

未委託里親が委託をしてもらえる里親に変わっていくための施策として、コミュニケーションの部分で非常に気になる点がたくさんあったので意見をお伝えいたします。実親に対して、里親家庭へ委託することは、その子供を実親から奪うものではないということをお伝えする必要があります。丁寧な説明がきっと実親には必要だと思っていて、一緒に養育をしていくためのパートナーであるというような説明をしてほしいと感じているところです。

私は里親家庭と児童養護施設を経験しているのですが、実親も、里親に委託する時の痛みだと思えるようなことを吐露することが、私が児童養護施設に入ってから結構聞くことが多かったです。その際、自分の子供が取られてしまうのではないかと、非常に危機感に近い焦りのようなものがずっとあったようなのです。私が施設に入所したのち、どういう養育者にどう育てられているのか、かなり見える化できたため、安心したようでした。というのも、私も実親と電話をする機会が一気に増え、どういう人たちに私が育てられているのかというようなところを肌で実感することがかなり大きく、実親自身も施設に対する信頼感のようなものがどんどん積み重なっていき、気がついたら養育のパートナーシップのような形になりました。施設を出てもう10年以上たつのですが、いまだにたまに電話しているようで、よい関係性ができているみたいです。

一部緊急案件の子供もいらっしゃるので、全ての里親と顔の見える関係性をつくるのは難しいかなと思いつつ、その一方で、どういう里親が養育をしているのかというようなところは、実親へ説明する資料に関してもおそらく説明が不足しているのではないかと感じている次第です。

PR戦略における資料も拝見させていただきましたが、せっかくWEBでは非常によいインタビュー記事が載っているのに、冊子の部分にはおそらくそれは載ってなくて、概要だけの説明など、東京都が示したい話しか載っていないのかなと思った次第です。そのコミュニケーションの調整・設計は非常に必要なのではないかと感じています。

子供に関しても同様だと思うのですが、実親と里親との間で忠誠葛藤が非常に付きまとうのです。里親も好きだし、実親も好きだし。しかし、それはよいことというか、当たり前というか、抱えざるを得ない感情の部分だと思うのです。しかし、そこがなかなか調整できずに不調になってしまうケースや、子供自身が葛藤を抱え過ぎるようなところがあるかと思います。この人は一定期間、今お母さん・お父さんが育てられないから一緒にパートナーシップとして一旦来てもらっているけれども、例えばいつまでに家に帰れるかもしれないなど、示せる部分があるのかなのか。その子自身の発達の部分に係ってくるかと思うのですが、しっかりとした養育の見通しに関する説明が必要なのではないかと、元里子だった経験者としての目線から感じているところです。

先ほど別の委員の方からもお話があったように、PRの戦略としてターゲットの部分で福祉専門職の方への広報戦略を1つ示していただいたかと思うのですが、福祉職の方はこの世の中で全然いない。代替養育を必要とする子どもは増え続ける一方で、開拓をもっとしなければいけないような状況なのに、福祉職の方をターゲットに置くのはおそらく足りないと思うのです。もう少し外に出向いていくではないですが、ターゲットの部分で明確に、福祉職ではない方にもターゲットを置く。例えばアクティブシニアの層なのか、それとも30代のまだ

まだ現役でばりばり働いているけれども血縁によらない家族に関して関心がある層など、地域の書店などに行けば結構見えてくるところはたくさんあるかと思うので、もう少しターゲットの種類を増やし、コミュニケーションとマーケティングの施策設計の手数を増やしてもよいのではないかと資料を見ていて感じました。

一旦、以上です。

ありがとうございます。

○横堀部会長 幅広い御意見をありがとうございました。

前段では渡辺委員の大切な御経験を踏まえての、実親との連携やパートナーシップのこと、委託の承諾を得る周辺のこと、子供の立場に立って子供の心情をどのように守りながら里親委託、関係者と連携していくかということ等に御意見をいただいたかと思えます。

ありがとうございました。

それでは、関連することでも違う点でも構いませんが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

林委員も何かありましたらお願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

1つは親族里親を積極的にというところなのですが、たまたま令和7年度オーストラリアに行くことがあって、オーストラリアは世界一里親委託率が高く、9割を超える。半数以上が親族里親なのです。ただし、親族の範囲が、ここでいう「養育家庭（親族）」でも、あるいは扶養義務のある親族里親でもない、もう少し広い角度から子供にとってつながりのある、できるだけ子供に喪失感がないような方たちの発掘を、非常に手をかけてやっておられるのです。ですから、例えば特に外国籍の保護者の方とか、地域のネットワークで使える同級生の親とか、そういうものも含めて養育家庭として取り組んでいく仕組みがあってもよいのかなとも思いました。

もう1つは啓発に関してなのですが、確かに渡辺委員がおっしゃったようにターゲットを絞ることも重要かと思えます。ただ、そのターゲットを子供の特性に応じて考えることもできるかと思えます。例えば高齢児の場合、退職した年配層をターゲットにすることも考えられます。

それから、要保護児童数なども地域的偏在が非常に大きいので、地域を特定化して広報していく必要性があったり、あるいは養子縁組は新生児や乳児が多いわけですから、年齢差を考慮すると、若干年を取った養子候補者が多いということでミスマッチが起きるわけで、こうした新生児の養育体験発表を不妊治療機関など、そういうところも会場にして行うなど、そうした取組も考えられるのではないかとも思いました。

以上です。

ありがとうございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

林委員ならではの御研究を踏まえての御意見をいただいたかと思えます。

ありがとうございます。

今日は論点についての御意見をいただきます。この先、より細かな意見も出していただく機会があると思いますので、確認の質問なども含めまして、ぜひ御出席の皆様から幅広い御意見をお願いできたらと思えます。

まだ御発言いただいていない方も含めまして、いかがでしょうか。

長田委員、お願いいたします。

○長田委員 「フレンドホーム制度の積極活用」なのですが、以前もこういったお話がありながらも、東京都の場合は制度の形が里親制度とは入口が違うのでなかなか難しいこともあって活用してこなかったかと思いますが、例えばフレンドホーム制度は今施設で面接や対応をしていますが、全てフォスタリング機関など同じような形で研修も受けてもらって里親登録と同じような形で進める中で、フレンドホームという形で、他県の週末里親のような形でやったほうが、フレンドホームの方たちもどういった子供たちを受け入れて、どのようにフォスタリング機関が関わっていくか等の整理をしていくことができますし、フォスタリング機関や児童相談所もフレンドホームの状況が分かりますので、マッチングのときに非常に参考になるかと思いますが、制度を整備するために一本化することも非常に大事なかなと思いました。

また「親族里親・養育家庭（親族）の積極活用」については、委託措置や一時保護をする際に、御親族や御近所の方も含めて一時保護先を検討することは海外ではよくあるかと思うのですが、そういった活用は他県では多くて、地方だと親族がとても多いというところで、この子のために誰が預かるかという選択肢なので、比較的手が挙げやすい状況もありますので、地域によってはそういった活用も必要なのかなと感じました。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

では、私からも少し論点に触れさせていただけたらと思います。

まず「養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」とあるところですが、二重登録をして養育家庭として活動してもよいと思っていただけるような里親の育成がもしできるのであれば、この辺りは確かに可能性のあるところかと思いますが、一方で、養子縁組里親に手を挙げる方のそもそもニーズ、そもそもの発案の元にあるのは我が子が欲しいという思いであります。そんな中、社会的養護に理解のある里親を増やしていくことが何よりも子供にとっては大事なことでありますので、ここは丁寧な議論ができたかなと思いました。

それから、親族里親の積極活用につきましては、林委員、長田委員からも触れていただきましたが、制度として幅広に概念を定め直すのか、制度の運用を少し柔軟にするのかということでも、先々が変わってくるかという感じがしております。

フレンドホーム制度ですが、同様の他自治体の実践を見ておりますと、里親登録をされる御家庭の生活の現状を捉えながら、この御家庭は実質的には週末里親としての活動に期待しようといった具合に見立て、長期委託や短期委託を大いに推奨するというよりは、できる形での活躍をしていただくことをあらかじめ整理・検討しながら、例えば実質的に週末の交流で活躍していただくといった里親登録時の整理の仕方も一部あるようです。子供と交流する体験を基にして、その先に委託の可能性が見えてくるような用い方もあるのかもしれないと思いますが、いろいろな意味で検討の余地があるように感じました。

それから、施設から里親への措置変更を後押しするという点では、施設養育に期待するのはどういう点かについて、改めて東京都社会的養育推進計画策定時の議論の中でも確認したところではありますが、その辺りを整理しつつ、里親に委託するケースを増やしていくために何が必要かの検討が必要ではないかと、お聞きして思いました。

それから、「中長期」では「大都市特性に合わせた制度運営」の課題が出されていまして。東京という大都市の難しさであろうと思います。今般、里親等委託の推進ということで抜本的

な改革を遂げていくことを伺っておりますが、急激にハンドルを切りますと過剰な負荷がかかると思いますので、できることをできる形で模索し構築していく中に、地域特性を踏まえた検討をより確実に入れる必要があるように考えております。

最後に「ファミリーホーム（FH）の設置促進」についてです。先ほど主に法人型のファミリーホームが減少、措置費制度の課題もあり、地域小規模児童養護施設などグループホームに転換しているのご報告がありました。制度につきましては国レベルの課題も含まれますが、今般は東京都として何ができるかという整理を手掛けることかと思えます。私もファミリーホームに関係してきた者の1人でありますので、これはぜひ一度検討をとと思った次第です。

それでは、「取組1 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」につきましては、本日のところはこの辺りでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○横堀部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、その下段にあります「取組2 里親に対する支援の充実」に移行して、御意見、御質問をお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

慶野委員、お願いいたします。

○慶野委員 続けて申し訳ありません。

まず、質問なのですが、ここに書いてある「民間事業者」は、おそらく里子の育児をするにあたって、その育児を支援する企業だと思うのですが、この企業の中に里親になった社員自身が働く企業内部での支援のようなものは想定されているのでしょうか。

○育成支援課長 分かりにくくて申し訳ございません。「取組2 里親に対する支援の充実」の左側で「民間事業者」と書いておりますのは、フォスタリング機関の委託事業者という意味です。そういった関係機関と連携してというところでお読み取りいただければと思います。

もちろん、御指摘のとおり、一般の民間企業の中でお勤めの方、共働きの御家庭が増えている中では、一般の民間企業の御理解の下、里親が社会の中で里子を養育しやすい社会をつくっていくことも必要ですので、そういった論点も御意見いただければと思いますが、資料上はそういった意味でございました。

○慶野委員 分かりました。

ありがとうございます。

里親に関する企業の認知度、意識に関する調査の報告書を拝見したのですが、その中で、社員が里親になることなどの支援をしている企業や、これから取組の予定がある企業が僅か1%程度でした。共働きが増える中で、里子を育てる上で様々な、例えば休暇を取らなければいけない場面などもあると思います。1%の中の企業で、ごく僅かですが、そういう里親になってくださった方向けの休暇などの制度を設けているというような企業が一部あったので、そういった取組が増えることで里親に対する支援になるのかなと思って何かの形で論点に加えられるとよいなと思っております。

○横堀部会長 ありがとうございます。

リクルートのみならず、里親が子供を養育している間の支援を含めた、社会的理解に関する辺りのことですね。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

- 育成支援課長 1点補足させていただきますと、参考資料2「里親制度の普及啓発事業」の最後のページに、令和7年度の新規の取組としまして、民間の広告代理店を活用した広報に新たに取り組むこととしてございます。その中のメニューの1つとしまして、民間企業等への説明会の開催なども予定しているところでございます。先ほど来御指摘いただいている民間企業等における御理解をいただくことも重要な取組として考えておりまして、令和7年度、こういった新規の取組は、新規事業ですので今まさに実施に向けて調整をしている段階ですが、先ほどの1%というようなお話もありましたが、最後のページに事前のアンケート調査の結果、民間企業の方の御理解はまだまだこれからかなというところもコメントから見てとれるかと思いますが、令和7年度はこういった取組もしてまいりますので、そういった中での御意見も引き続きいただければと思います。
- 慶野委員 ありがとうございます。
- 横堀部会長 引き続きの御意見をよろしく願いいたします。
 それでは、「取組2 里親に対する支援の充実」につきましての御意見、御質問、更にいかがでしょうか。
 堀口委員も区で制度に関わられていますが、「取組2 里親に対する支援の充実」について、お立場から何かございますか。
- 堀口委員 「取組2 里親に対する支援の充実」についてでございますが、これまでも里親、里子、実子への支援はずっと続けて色々な支援を組んできたと思っております。チーム養育も踏まえて、日々、年々支援が拡充しているかなと考えておりますが、それを踏まえた上で一体どういう支援が今必要とされているのか、どなたかお考えがあればお聞きしたいと思っております。
- 横堀部会長 ありがとうございます。
 では、まず、東京都の皆様から、どういう支援が今後必要であるとお考えか、少しお話いただけますでしょうか。
 お願いいたします。
- 育成支援課長 1つは、こちらに「里親向け子育て支援サービスの充実」と挙げさせていただいております。現状、当然、里親の御家庭におきまして保育所やショートステイなども一般の御家庭と同様に御利用いただける制度になっているかと思いますが、保育所に関しましては待機児童問題は大分解消が進んでいるところですが、一方でショートステイに関しましてはまだ受け皿の確保が十分ではない。先ほど委員の皆様からも、特に未委託の里親なども活用したショートステイなどももっと考えられるべきではないかという一方で、その財政支援等との関連もあるという御指摘もいただいたところでございます。
 また、保育に関連しまして、ベビーシッター等の事業もございますが、そういったところで、里親の御家庭がこういった制度が利用いただけるのかということも、今後、議論の中で整理してお示しできればと思っておりますし、また皆様からも御意見をいただければと考えてございます。
- 堀口委員 ありがとうございます。
- 横堀部会長 堀口委員、よろしいでしょうか。
- 堀口委員 はい。
- 横堀部会長 ありがとうございます。

長田委員からも伺えますか。こうしたことに長く関わってきておられると思いますので、お願いできればと思います。

○長田委員 ありがとうございます。

里親向け子育て支援サービスについては、大分整ってきていて、地域もサービスの利用というところで御理解いただいているのでよいなと思っていますし、長期外泊中から保育所の手続や申込みができるということで、以前は保育所に入れないとなかなか長期外泊にも出られないということで子供のペースで委託交流できないところがあったので、そういった部分ではよいかと思っています。

ただ、小学生以降の子供に対する委託の支援がまだまだ薄いかなと思いますので、そういった方策のようなものと、地域を巻き込んだものも含めて、学習ボランティアなどそういった制度もありますので、活用できるとよいかと感じております。

また、フォスタリング機関の評価で、これから里親支援センターにどう移行していくかというところで、先ほどおっしゃったように相当充実した配置でやっているところで、国に基準を合わせたときに、人数をどうしていくかというところで、サービスが低下することはなかなかもったいないですし、今の地域に合わせた評価のようところはモデル事業でもよいのかなと思いつつ、地域に合わせた里親支援センターの在り方は里親も巻き込んで検討していかないと支援というところでは難しいように感じています。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

四条委員、お願いいたします。

○四条委員 私は25年前から里親をやっています、今ファミリーホームもやっていますが、「里親に対する支援の充実」の中で、里親家庭で高齢児をお預かりしたりするとどうしても帰りが遅くなってしまい、よく里親の間では「事件は17時から起きる」と言っているのですが、その時間帯に支援してくれる場所、相談してくれる場所、お話を聞いてくれる場所があったらもっと子育てがしやすい支援につながるのではないかと思います。

また、小さい子供の場合は地域のこども家庭センターなどで色々な支援が受けられるのですが、どうしても小学生以上の子供たちが支援を受けられる場所がなく、子供も意見を持っていますし、里親もこうあってほしいと子供たちに色々と思いがあろうと思うのですが、そうやってぶつかったときにフォスタリング機関の方や里親専門相談員の方などに相談すると事が大きくなってしまいます。愚痴の言える場所を一番支援してほしいというお話をよく聞かせてもらっています。

私からは以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

里親、ファミリーホームをされてきたお立場から、実感のこもった御意見をいただきました。ありがとうございます。

色々なことが起きる時間帯にこそ支援が欲しい、必要とする支援とはどういうものかということに関して御意見をいただいたかと思います。

では、「取組2 里親に対する支援の充実」について、私からも何点か申し上げます。

「里親に対する支援の充実」では、支援は里親にとどまるものではなく、委託の児童、実子に届く家庭の支援、養育の支援が充実することが大事だと思いますので、今般「中長期」のと

ころにそれらを並べて書いていただけてよかったと思っております。また、何をもって支援というのか、何をどう充実させるのかに関し、今後様々に意見交換をする必要があるのだろうと思います。

さて、長田委員が触れてくださいました、フォスタリング機関事業の実績の評価を実施して今後を検討するという点に関連して、です。国の建て付けでは、フォスタリング機関が里親支援センターに移行すると職員が減ってしまう場合があり、それでは従前より機能が下がるだろうと私も予想し、懸念も感じております。先行の実践の区である世田谷区の取組もついては、実は私も間接的に関わっているものですから、少し御様子をお聞きしましたところ、フォスタリング機関であったときの職員の人数を減らさず、工夫した形で何とか里親支援センターを構成し、スタートさせたと言いました。支援体制を充実させる方向でどう考えていったらいいのか、そしてその中身をどうするのかの検討がこの先具体的に必要だと思っております。

渡辺委員、先に述べさせていただき、すみません。どうぞ、続いてお願いいたします。

○渡辺委員 ありがとうございます。

私も同じく子供への支援に対して言及いただいていることに関して、非常にありがたいと思っております。おそらく、日々子供の声を東京都も聴かれているからこそ、子供への支援が必要だねとおっしゃっていただいているのかなと想像しています。ありがとうございます。

先ほどと重複するところはあるかと思うのですが、子供にとっての忠誠葛藤の部分は重ねて話を聞いてあげてほしいと思っている一方で、そこはおそらく児童相談所の方ではなく第三者の大人の方から聞いてもらうことが、心理的安全性をもって発言というか愚痴を言えるのではないかと思っています。そこに対して、おそらくフォスタリング機関の大切さ、重要性が浮かび上がってくるのではないかと思っています。

子供にとって里親に対する見え方は、「親だけれども親ではない」というか、「仕事だけれども仕事ではない」というか、そういったところを日々感じ取りながら里子は生活していますし、おそらく実子に関してはより養育スキルが求められると言ったら変なのですが、子供の気持ちも非常に分かるけれども、里親からしたら1つの養育者のような建て付けになりがちな構図であると想像しています。里子と里親の間に入るので、かなり調整業務のようなイメージです。その部分を担ってしまいがちな子供が多いのではないかと思っているのも、実子自身の時間を取る時間、実子と支援者の方だけの時間など、里子と実子だけの時間をそれぞれに取ってもらえると、非常によいのではないかと思っています。

ファミリーホームで生活する子供や里親に関しても、先ほど里親もおっしゃっていましたが、夜に聞いてくれる人がいるかないかだけでも里親自身もそうですが、里子自身も安心感が変わってくるのではないかと感じています。

法人型のファミリーホームと近い形ではありますが、法人型のグループホームで生活していた経験があります。非常にファミリーホームと近いところかと思うのですが、法人型の方たちは、例えば施設の心理の方やファミリーソーシャルワーカーの方に結構簡単にアクセスできるのです。しかし、里親からファミリーホームになられた方は、その部分の心理的なハードルの高さがあるのではないかと感じておりまして、もう少し里親だけに養育が寄らないような、そもそもの手厚い構造設計が必要なのではないかと思っています。

福岡市の話で大変恐縮なのですが、里親やファミリーホームに係るチーム養育のメンバーの中に、例えば民間に委託した児童家庭支援センターの方やフォスタリング機関の方、あとは児

童養護施設の里親専門員の方や児童相談所の担当のケースワーカーの方、そのケースワーカーもいつでも電話できるような関係性を結構担保しているのです。ですので、組織的にたくさんの味方のようなものが絶対に必要で、その部分をどう構造的に用意していくのかが非常に重要な視点なのではないかと思っています。

先ほど施設から里親への委託を推進していこうという話があったと思うのですが、それは子供の生い立ちが分断されてしまうことを何度も繰り返す経験になるのです。簡単に計算すると、例えば一時保護で分断されて、今度はまた施設に行ったと思ったら施設でもまた分断されて、里親のところに行くと、3回、4回ぐらい、人生における分断のタッチポイントのような経験を重ね続けることで、一枚で自分の人生の歴史を1から100まで知っている人たちがいなくなってしまうのではないかと、非常に感じています。私は大人になったときに、自分のことを小さいときから誰がどう知ってくれているのかとか、自分の人生と同じような流れで自分の人生のことを分かってくれている大人はいないのです。それは結構ライフストーリーワークに影響してくるかなと思っていて、人生を立ち返ったとき、立ち返りたいと思ったときに、一緒に振り返ってくれる大人がいないことになってしまう状況に対し非常に懸念しています。ですので、子供が施設から里親に行ったとしても、例えば心理のケースは施設が持ってカウンセリングするとか、プレイセラピーができるとか、そういうある種のパーマネンシー保障のようなところを視野に入れながら、里親養育や上手に施設の多機能化の部分を使わせていただくような施策ができると、子供にとってのパーマネンシーが自然と保障されていくのではないかと非常に感じていた次第です。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

チーム養育とは何か、里親養育に関わる一人ひとりが安心して過ごすのはどういうことか、子供の人生、生活をつなぐにはどういうことが必要なのかといった辺りに関し御意見をいただきました。

どうもありがとうございます。

さて、まだ御意見はあると思うのですが、次の「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」と「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」に移ってもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○横堀部会長 それでは、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」および「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」につき、まとめて御意見、御質問を伺いたと思います。

いかがでしょうか。

「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」には、特に乳児院のことが出てきていますので、長田委員、一言お願いしてもよろしいでしょうか。

○長田委員 「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」についてなのですが「乳児院の体制拡充」はどのようにやっていくか具体的に検討が必要だと思いますが、大分取り組めてきているかなと思います。

一方、特別養子縁組だと親権者の同意が必要というところで、なかなか同意が取れないから養育家庭や施設措置という形になっている子供も多いかと思しますので、記載のとおり「児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討」や実践というところ、入所の際に

実親にどこまで養子縁組について説明し、同意を取っていくかというところも整理しておいていただけると、後になって面会交流がなくなってからどうするかというような議論になるよりは、最初にやっていただけると非常によいかと感じております。

「縁組成立後の継続支援」では、ライフストーリーワーク等の事業に取り組まれているというのですが、成立後に課題が生じる場合もありますので、そういったときに対応できるようにすると、養子縁組里親が2人目の委託として養育家庭を検討して下さることもありますので、そういったところの活用は非常に大事かと感じております。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

今言ってくださった意見に、少々私も見解を加えさせていただきたいと思う点がありましたので、少しお時間をいただきます。

「短期」の検討の2点目は、今触れられました「児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討」ができるようになってから、制度を活かす方が一歩進んだと思っています。ただ、児童相談所レベルでまだ経験値が少ない場合もあったりし、ノウハウをどのように共有しながら、実親の承諾を得るプロセスや、その後起きてくるであろうことに関する予測を立てたうえでの対応など、経験に基づく知見をどう充実させていくかという点も重要になってくるように思いました。お聞きするところ、ある自治体では、施設入所の後、連絡が取れなくなる実親の状況があることから、相対して話ができる入所時に先々のことを一定程度実親と話しておく取組が行われていました。施設入所の時点で、ゆくゆくの里親委託の承諾が取れる、取るということではないのです。ですが、事情によって実親との交流が一定期間を超えてできなくなった場合には、家庭生活体験ほどの子供にとっても必要なもので、里親等、家庭につながることを検討する場合がありますよと、実親に話をしておく実践です。ケースワーク、ソーシャルワークをどういうプロセスで進めていくかも関連付けていくことになろうかと思いましたが、事例的に添えさせていただければと思います。

お時間をいただき、ありがとうございました。

それでは、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」と「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」につきまして、皆さんから加えての御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、恐縮ながら続けて、私から「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」についても一言だけお伝えできればと思います。

「里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」について書かれている項目に関連して、です。ケースワークの在り方はこれまでも模索しながら丁寧に進めてきていただいているところかと思えます。ただ、今日、前段の御説明の中に盛り込んでいただきましたように、子供が委託の候補になっても、かなり長期にわたって候補のまま残り続けていくことがあると現場でもお聞きしますし、課題としても実務を担う皆さんからお聞きすることがあります。ですので、システムと絡めてその辺りがどうしてそのようなになっているのかも検討の余地があるのかもしれない。どのようなソーシャルワークの在り方がこの先求められるのか、工夫できるところは何か等、大きな点から具体的な流れに至るまで、検討可能な部分もあってはと推察します。そこで、マッチングの課題も考えることができればと思います。可能であればまた改めて、現状と課題をめぐって御説明いただけたらありがたいです。

ほかの皆様、いかがでしょうか。

牛島委員、お願いいたします。

○牛島委員 ありがとうございます。

「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」の「短期・中長期」の施策の「里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」についてなのですが、先ほど横堀部会長がおっしゃったとおり、機関のほうで委託が進まない原因をデータとして蓄積していく、その情報を共有していくところも大変重要なと思う一方で、先ほど「取組2 里親に対する支援の充実」の中で渡辺委員がおっしゃっていた子供のパーマネンシーを維持するという点において、私自身、現在障害児を育てる中で障害児ケアプランを利用しておりまして、そちらが親としては非常に助かっているところがあります。これは区の事業なのか都の事業なのか私はまだ分かり切っていないのですが、年に1回、児童家庭支援センターの社会福祉士の方と面談して、この1年で子供がどのように過ごしてきたかというところを、教育の話もそうですし、身の回りでのようなことをやってきたかというようなところをヒアリングさせていただいて、専門家の立場から記録していただくようなプランをつくってくださるのですが、育児をしているとなかなか時間が取れずにそこまできっちりとした記録が取れなかったり、医師にかかっているもそういったデータを体系的に管理していくことが結構難しかったりするのです。それをそういった方から外部的にヒアリングいただいて、その情報が蓄積されていくことで本当に助かっているということと、そのタイミングで今何か困っていることはありますかと聞いてくださって、今こういうことに困っていますとか、真の困り事ではなくても習い事をさせたいのですがというようなところを含めて色々なことを聞いてくださることが非常に心強いと思っております。

里子も、おそらく色々な歴史を持って、色々な方々に関わりながら生活されていくことになると思うのですが、そういった情報が何らかの形で一元化できてDX化の中に含まれていくと、よりその方が自立されるタイミングで自分を見返したときの1つの資産になっていくのではないかと感じました。

○横堀部会長 ありがとうございます。

牛島委員の貴重な体験を踏まえての御意見をいただきました。

ありがとうございます。

リモートで御参加の林委員からも御意見があるようです。

林委員、お願いできますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

1つ目は、「児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討」に関してです。全国調査によりますと、全件児童相談所長申立てにしている都道府県が2割ぐらいあったかと思えます。そういうことを考えたときに、養親の御負担を考えてそういう形に持っていくのも1つかなということと、民間機関の中にも実親の意思に関する不安などがあるケースに関しては、児童相談所長申立てということで、民間あっせん機関との連携という中にこうしたことも考慮していくこと。あるいはそれだけの連携ではなくて、マッチングや縁組後の支援のノウハウはむしろ民間機関のほうにひょっとして持っているかもしれないことを考えると、そうした民間機関の知恵を借りることも、あるいは場合によっては民間機関と児童相談所側がそういう対応をする検討することも考えられるのかなということ。あと「中長期」の「縁組成立後の継続支援」は、これまでどちらかというところと一般家庭としてみなされて、養親御本人が望めば相

談に乗るよというスタンスだと思うのですが、問題を抱える養親ほど孤立化してなかなか受援力と言われるようなものを発揮できない状況はあるのかなと。そういうことを考えたときに、アウトリーチ型も今後考えていかなければならないのかなと思います。

それから、遡って「取組2 里親に対する支援の充実」についてでもよろしいでしょうか。
○横堀部会長 どうぞ。

ここから全体についての御意見にまた広げたいと思いますので、林委員、どうぞ。

○林委員 先ほども渡辺委員から忠誠葛藤の話が出ておりましたが、そもそも子供の感受性に敏感になる体制はどうあるべきかということを考えてときに、里親自体は親子再統合に向けて連携、協働するという義務があるわけです。そのプロセスの中で、里親と実親の交流などは、今非常に難しい実親もいて難しいでしょうが、子供の立場からすると目の前で里親と実親が交流している姿を見ることが非常に安定には結びつくと思いますので、これが水面下で行われたり本当に不透明な部分もあるかと思います。今後再統合を考えたときに、どういう実親と里親の関係の在り方がよいのかということのをうまく検討いただけたらとも思います。

以上です。

ありがとうございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

林委員が最後におっしゃった、実親との交流を支えられる里親という辺りは、そういう里親をどのように育成するかということも含む課題かと思いつながり伺いました。

どうもありがとうございます。

それでは、あと残りの時間を、本日の内容全てを振り返って、全体に関する意見交換にあてたいと思います。また、更に御質問があれば、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

長田委員、お願いいたします。

○長田委員 「取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進」についてなのですが、不調や措置変更になる子供に対して、それを防ぐ支援がとても大事なかなと思います。不調と言われるような別れを経験したり、措置変更が円満的な家庭復帰であればよいのですが、そうでない場合、里親は傷つかれて次の委託に気持ちを向けられないという状況もありますので、もちろんフォスタリング機関等がそのサポートはしますが、その前段として、不調と言われるような別れが生じない方法など、里親が次に向けるような支援体制を組むことで、2人目、3人目の委託は大事になってくるのかなと思います。

里親をどんどん増やすというより、里親になってくださっている方を守りながら、養育していただいて、可能であれば2人目、3人目も、短期であれ受けていただくほうも非常によいのかなと感じておりますし、周囲のお友達たちも、そういう別れを経験している里親を見ると里親は大変だなとなってしまいますので、ここは1番の広報力になってしまうので、里親をやってみようかなと思っていただけるような体制づくりが求められるように思いました。

また、里親候補者のフェイスシートというか、候補にどの里親がよいかと子供担当の児童相談所が選ぶときにも写真がなかったり、最初の申請書段階など児童福祉審議会に出されたような調査書だけだと里親のよさや強みが分かりづらいところもありますので、もう少し子供の視点から見たときに選びやすいような書類の整理のようなところを整えると、マッチングのときにはとてもよいのかなと思っています。今のマッチングルールをもう一度見直していただいて、

特に養育家庭だと今28名ほど候補児がずっと残っているというお話ですが、その28名に対して全ての里親が可能かで見直してきたか。里親に御紹介を少しでも声をかける児童相談所があったかというところではないのかなと思ひまして、児童相談所側としてなかなか御紹介しづらいところで声もかけない。候補にどれぐらいの子供たちが挙がっていて、どういうニーズがあって、なぜこの里親には難しいかというところを里親自身にお伝えを少しずつでもしていかないと、里親自身が改善するきっかけを得られませんので、なぜ御紹介ができないかというところは一人一人担当者が拾いながら、こういう候補がいるのだけれどもここが難しいかなというところも率直にお伝えしていったほうがよいのかなとも思ひました。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

具体的にケースワークをどう進めるのかに関し、大切な見解をいただいたと思います。

どうもありがとうございます。

里親をされてきたお立場から、四条委員、一言いただけますか。ぜひお願いいたします。

○四条委員 私も長田委員の意見に本当に賛成だと思っています。

まず、私自身も子供の委託を非常に待っている身なのですが、なかなか子供が出ない。しかし、今話を聞くと28名いらっしゃるということで、児童相談所の児童福祉司の方が電話をくださったかというところはない。私はファミリーホームですから、ほかの子育てもあるのでよいのですが、未委託の家庭で子供を待っている里親の不安を考えると、1か月に1回でも電話があつて、「もう少し待ってほしい」「こういう理由だから」ということをもう少し親切丁寧に説明されたらきっと納得がいくと思うのです。待ちくたびれたからもう里親登録をしないという話を聞くと、非常に心が痛くなってしまつて、「児童相談所も頑張っているから、もう少し頑張ろうよ」というようなことなどもあつたりします。

不調になるケースは私も経験してきました。しかし、2人目、3人目を育てていると、その子供たちが私を支えてくれて「よし、頑張るぞ」と元気をくれたりするので、不調になつてもめげないでやってこられた現状があります。

あと、林委員もおっしゃっていましたが、実親との交流にファミリーホームをフル活用していただけたら非常によいのかなと個人的には思っているのです。というのは、多人数養育をしていて、おそらく色々な環境の子供がファミリーホームには来ると思うのですが、今の子供たちは実親との交流があるのでなかなか候補児童に挙がらないということも児童相談所の方から聞きます。であれば、実親とファミリーホームの中で交流ができれば、またよいことなのではないかと、私の浅はかな考えなのかもしれませんがそういった思いもあつて、ファミリーホームをそういうところに使ってもらえたらとてもよい制度なのかなと感じているのです。

あと、ファミリーホームの設置がなかなか増えないのは、ファミリーホームをやるにはリスクもあります。色々な部分で大変なこともあります。今やっているファミリーホームの方が、グループホームのように支店ではないですが違うファミリーホーム、人を雇つてファミリーホームを増設するというのですか、そういったことも可能なファミリーホームもこれから出てくるのではないかと思ひます。

○横堀部会長 養育体験の実際を踏まえての御意見をありがとうございました。

お聞きして、既存の資源、人材をより生かして何ができるのかという話として聞こえてきました。また後日の議論でも、細かなところに関し御意見をお願いできればと思います。

それでは、総合的にまだまだお伺いしたいところなのですが、時間が迫ってまいりましたので、ここまでの意見交換をお聞きいただきました、新保副部長と大竹オブザーバーから一言ずつ御助言いただきたいと思います。突然ですが、お願いできますでしょうか。

まず、新保副部長、お願いします。

○新保副部長 すてきなそれぞれの御発言を聞いて、学ばせていただくことが多いというのが今日の第一印象でした。

「里親等委託の推進について」というテーマについて、その前提として、子供の最善の利益を推進するという視点から、里親等委託を推進することなのだろうと思います。ここ数年で何ができるだろうかと考えながら、聞かせていただきました。

ファミリーホームと地域小規模児童養護施設との関係を少し整理することは、直近でまずやる必要があることかなと感じました。

それから、これは林委員がおっしゃっていたことでもありますが、親族里親や養育里親の親族バージョンのようなものの範囲を少し広げるのは、確かに意味のあることかもしれないと思います。これは、また実親の元に返すことをイメージするとなると、返しやすくなるのかなという気がします。しかし、これはもう少し他国の様子を見てみないと、私には分からないところがありますが、林委員はずっとこの研究をされているのでおそらくそれができのさだろうと感覚として持ちました。

3つ目として、児童相談所のDXがどうなっているのかは、私には現時点でもよく分からないのです。里親候補について、仮に月に1回ずつ里親家庭に提案することを考えるならば、DX化を進めていって、色々な情報がコンピューターの中に入っていることがまず必要なのではないかという気がいたします。そのことを進めることに意味があるかなと思いました。

それから、17時以降に支援してくれる場所がないという点は本当に申し訳ないと感じています。確かに大変だろうと思います。これをどうするかは、今回何かの提案をしなくては行けないと思います。申し訳ないけれども私はすぐにできませんが、これは考えて、この2年弱の間で何らかの回答を示さないといけないと考えました。

それから、里親家庭については、子供と一緒に暮らし始めてから最初の時期にお休みがもらえるような仕組み、産休とは言いませんが、子供と出会った初期の段階に休みが持てるような仕組みをつくっていったらよいなということを改めて感じました。

以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

これからに向けて検討が必要な点に関する御意見も頂戴したかと思えます。

色々なことがどのようになされているのか、何ができているのか、そして課題は何かに照らし合わせて、今後の論点に加えていただければと思います。

それでは、大竹オブザーバーからお願いできますでしょうか。

お願いいたします。

○大竹委員 ありがとうございます。

オブザーバーとして、どういったコメントをしたらよいのか考えながらいたのですが、今日は第1回目ということで、それぞれのお立場で色々な御意見があつて大変有意義な内容であつたと思えました。

その中で、全ての子供の最善の利益という全ての子供というところで、先ほどの説明の中に

ケアニーズの高い子供という言葉がありました。先ほど牛島委員のご発言があつて、全ての子供の中には障害のある子供も対象になっていくはずなのです。そういう中であつて、障害のある子供の里親委託はどのようにになっているのかということも含めて、東京都の本専門部会で2年間かけていくということできくと、ややもするとそこが落ちてしまうようなことがあるので、私たちは、里親養育の中には全ての子供、そこには障害のある子供も対象としてあるべきというところでは、そこがどのような現状になっているのか、何が課題になっているのかということも含めて検討していかなければいけないのではないのでしょうか。

あと「専門養育家庭」という言葉であります、「養育家庭」の登録家庭が今801家庭ある中で、「専門養育家庭」の登録は19家庭が東京都の実態であるところできくと、「専門養育家庭」の在り方も併せてこの2年間の中で検討できればよいのではないかと思います。

以上でございます。

○横堀部会長 貴重な御助言をどうもありがとうございました。

お二方からいただきましたポイントも、今後の内容に反映して、皆様と一緒に考えていけたらと思います。

ありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、まだまだ御意見はあろうかと思いますが、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。本日頂戴しました多くの御意見、御見解は、今後このテーマに即した検討を進める際の貴重な材料としていければと私自身も考えます。「里親等委託の推進に向けた検討」は、大きなテーマではありますが、おそらくその中身は具体的なものであろうと思います。また次回以降も、多様な御意見をお願いできればと思います。

それでは、本日の審議は以上にして、事務局に進行をお返しいたします。今後の予定などの御説明をお願いできればと思います。

○育成支援課長 今後の予定について説明させていただきます。

本日いただいた御意見を踏まえまして、少々次回に向けた準備の時間をいただければと思っております。

次回、第2回の部会は、令和7年8月26日（火曜日）午後6時から、また、第3回につきましては、令和7年9月8日（月曜日）の午後6時からの開催で、各委員から日程調整等の御連絡をいただいておりますが、そういった予定で考えております。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ではございますがどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の議事の内容につきまして追加の御意見がある委員の方がいらっしゃいましたら、令和7年7月30日（水曜日）までに事務局までメールなどで御意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の第1回専門部会は、これにて終了とさせていただきます。

拙い進行でしたが、気づかぬ点の御教示もいただきましてありがとうございました。

また次回もどうぞよろしくお願いいたします。

閉 会